

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月11日

佐賀県知事 殿

提出者

住所 福岡県久留米市城南町13-21 セキスイハイムビル3F

氏名 セキスイハイム九州(株)九積支店 支店長 原 健太

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0942-38-3497

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	セキスイハイム九州(株)九積支店
事業場の所在地	福岡県久留米市城南町13-21 セキスイハイムビル3F 佐賀県佐賀市兵庫北 他
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	完成工事高(令和4年度 完工棟数:145棟 請負高:52億76,233,769円)
③ 従業員数	86人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	内訳は別添資料 図1参照

(日本産業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
内訳は別添資料 図-2参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片、ガラスくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、石綿含有廃棄物 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	コンクリート破片、紙くず、石膏ボード、廃プラスチック類、木くず、金属くず、伐採材・伐根材、繊維くず（天然繊維くず）、蛍光灯
	排出量	第八條の四の五 関係別紙 t	第八條の四の五 関係別紙 t
	(これまでに実施した取組)		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 余剰部材の削減 2. 梱包の簡易化 3. 分別の現場徹底 4. 端材の再利用 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片、ガラスくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、石綿含有廃棄物 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	コンクリート破片、紙くず、石膏ボード、廃プラスチック類、木くず、金属くず、伐採材・伐根材、繊維くず（天然繊維くず）、蛍光灯
	排出量	第八條の四の五 関係別紙 t	第八條の四の五 関係別紙 t
	(今後実施する予定の取組)		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 余剰部材の削減 2. 梱包の簡易化 3. 分別の現場徹底 4. 端材の再利用 			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	コンクリートがら、アスファルト、木くず、紙くず、石膏ボード、廃プラスチック、がれき類、ガラス・陶磁器くず等		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	同上と更に廃プラスチックの細分化、ガラスくず、がれき類の細分化		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

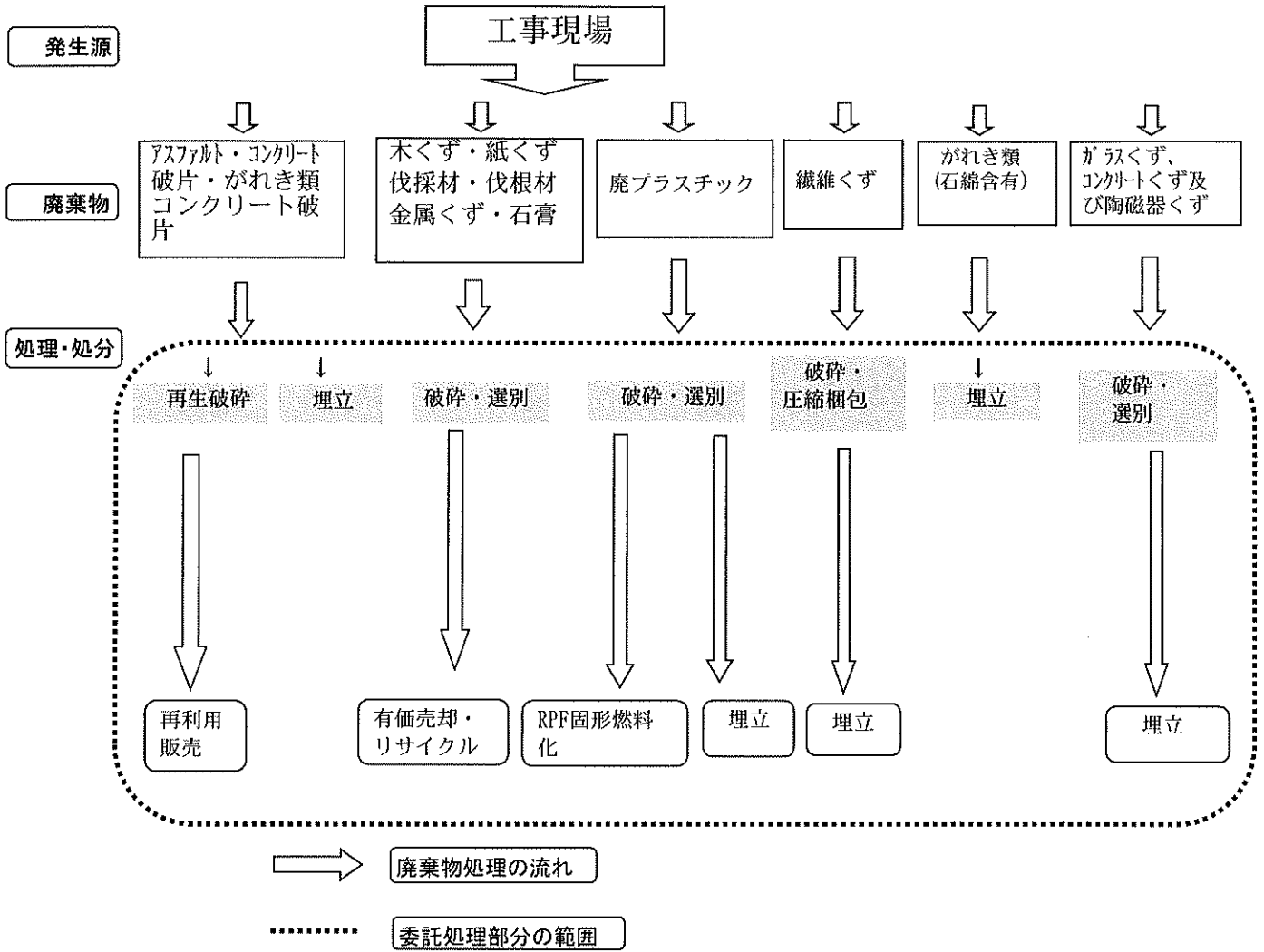
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片、ガラスくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、石綿含有廃棄物 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	コンクリート破片、紙くず、石膏ボード、廃プラスチック類、木くず、金属くず、伐採材・伐根材、繊維くず（天然繊維くず）、蛍光灯
	全処理委託量	第八条の四の五 関係別紙 t	第八条の四の五 関係別紙 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	第八条の四の五 関係別紙 t	第八条の四の五 関係別紙 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片、ガラスくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、石綿含有廃棄物 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	コンクリート破片、紙くず、石膏ボード、廃プラスチック類、木くず、金属くず、伐採材・伐根材、繊維くず（天然繊維くず）、蛍光灯
	全処理委託量	第八條の四の五 関係別紙 t	第八條の四の五 関係別紙 t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量	第八條の四の五 関係別紙 t	第八條の四の五 関係別紙 t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
(今後実施する予定の取組)			
1. 余剰の削減 2. 梱包の簡易化 3. 施工のやり直し減少 4. 分別の細分化			
※事務処理欄			

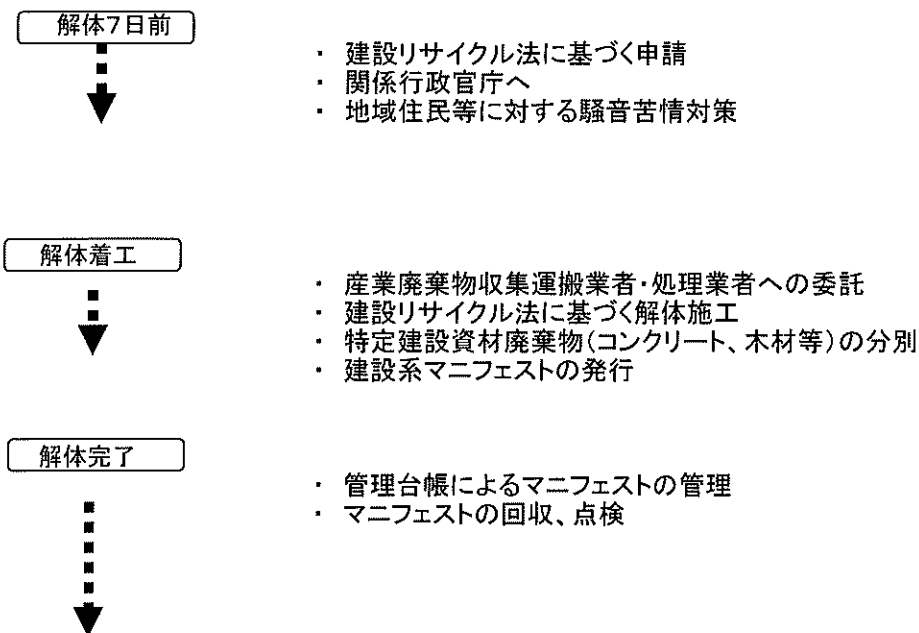
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



解体産業廃棄物処理時系列フローチャート図

【解体】



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

図-②

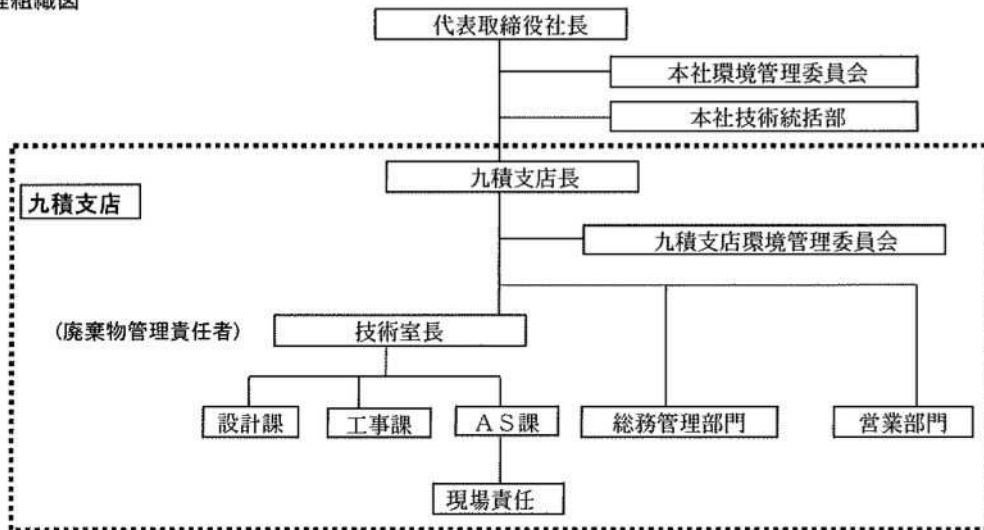
(1) 責任者及び管理組織

ア 管理組織

支店内の意思統一を図るとともに一元的産業廃棄物の適正処理を推進するための横断的組織として、「九積支店環境管理委員会」を設置する。

名称	セキスイハイム九州(株)九積支店 環境管理委員会
統括責任者	セキスイハイム九州株式会社 代表取締役社長 []
責任者	セキスイハイム九州株式会社 九積支店長 []
環境管理委員会	○ 任務 廃棄物処理の基本方針並びに発生抑制、再生利用の促進、決定する。中間処理及び適正処理の推進等に関する事項について検討し、決定する。 ○ 組織 委員長 支店長 委員 各課長、現場責任者 事務局 技術室長
廃棄物管理責任者 (技術室長)	○ 産業廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物の処理及び管理状況の把握 ○ 処理業者の調査及び選定 ○ 委託契約の締結 ○ 廃棄物管理票の交付及び管理 ○ 監督官庁への報告 ○ 社員及び関連会社に対する指導・教養、啓発 ○ 廃棄物委託処理業者(処理場)に対する巡視 ○ その他関係する事項

イ 管理組織図



(2) 管理体制

ア 環境管理委員会

上記記載のとおり、技術部門との連携を図り、一体的な産業廃棄物の処理を推進するための横断的な組織として、支店環境管理委員会を設置し、設計工事部門に対する指導を行うとともに、各課との緊密な連携を図り、産業廃棄物の発生抑制及び適正処理を推進する。

イ 現場における具体的管理

工事課の担当は、随時各建築現場を巡回し、廃棄物の管理及び処理状況を点検の上、現場責任者に対する的確な指導を実施するなど管理の強化による廃棄物の適正処理を図る。

ウ 廃棄物管理責任者

技術室長を廃棄物管理責任者に指名する。
廃棄物管理責任者は、廃棄物処理委託業者の調査及び委託契約の締結並びに各処理場に対する計画的な巡視等を行い、委託廃棄物の適正処理を図ることとする。

(3) 教育、研修の強化

廃棄物の発生状況、処理方法や委託に関する留意事項等について、社員に対して計画的に教育、研修を実施する。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保する。廃棄物の発生・分別・再利用状態について情報の公開に努める。

産業廃棄物処理システムフローチャート図

